

申告の対象期間	区 分	本 税		加 算 金				
		課税標準量	税 額	区 分	対象税額	率(%)	金 額	
年 月 日 から 年 月 日 までの分	確 定 額			通常分	×		%	
	既確定額			5 %加重分	×		%	
	差 引 額		①	加算後累積税額が300万円超のとき				
	更正 (決定) 事由			10%追加分	×		%	
				既納付確定加算金額		差引増減金額	③	
				納入（納付）すべき額（①＋③）				
年 月 日 から 年 月 日 までの分	確 定 額			通常分	×		%	
	既確定額			5 %加重分	×		%	
	差 引 額		①	加算後累積税額が300万円超のとき				
	更正 (決定) 事由			10%追加分	×		%	
				既納付確定加算金額		差引増減金額	③	
				納入（納付）すべき額（①＋③）				
年 月 日 から 年 月 日 までの分	確 定 額			通常分	×		%	
	既確定額			5 %加重分	×		%	
	差 引 額		①	加算後累積税額が300万円超のとき				
	更正 (決定) 事由			10%追加分	×		%	
				既納付確定加算金額		差引増減金額	③	
				納入（納付）すべき額（①＋③）				
年 月 日 から 年 月 日 までの分	確 定 額			通常分	×		%	
	既確定額			5 %加重分	×		%	
	差 引 額		①	加算後累積税額が300万円超のとき				
	更正 (決定) 事由			10%追加分	×		%	
				既納付確定加算金額		差引増減金額	③	
				納入（納付）すべき額（①＋③）				
合 計	確 定 額			過少			④	
	既確定額			不申告			⑤	
	差 引 額		②	加重算			⑥	
				加算金合計（④＋⑤＋⑥）				⑦
				納入（納付）すべき額（②＋⑦）				
この通知書による不足税額等を、同封の納入（付）書によって、指定納期限までに納入（付）してください。 納入（付）場所は、納入（付）書の裏面に記載しています。 延滞金が発生する場合は、不足税額等の完納後に納入（付）書を送付します。 この処分に係る審査請求等については別紙をご覧ください。								

申告の 対象期間	区 分	本 税		加 算 金				
		課税標準量	税 額	区 分		基本税額	率(%)	金 額
年 月 日 から 年 月 日 までの分	確 定 額			過少申告 加算金	通常 加算			②
								③
	既確定額			不申告 加算金	通常 加算			④
								⑤
	差 引 額		①	重加算金				⑥
				納入(納付)すべき額(①+②+③+④+⑤+⑥)				
年 月 日 から 年 月 日 までの分	確 定 額			過少申告 加算金	通常 加算			②
								③
	既確定額			不申告 加算金	通常 加算			④
								⑤
	差 引 額		①	重加算金				⑥
				納入(納付)すべき額(①+②+③+④+⑤+⑥)				
年 月 日 から 年 月 日 までの分	確 定 額			過少申告 加算金	通常 加算			②
								③
	既確定額			不申告 加算金	通常 加算			④
								⑤
	差 引 額		①	重加算金				⑥
				納入(納付)すべき額(①+②+③+④+⑤+⑥)				
合 計	確 定 額			過少申告 加算金	通常 加算			②
								③
	既確定額			不申告 加算金	通常 加算			④
								⑤
	差 引 額		①	重加算金				⑥
				納入(納付)すべき額(①+②+③+④+⑤+⑥)				
この通知書による不足税額等を、同封の納入(付)書によって、指定納期限までに納入(付)してください。 納入(付)場所は、納入(付)書の裏面に記載しています。 延滞金が発生する場合は、不足税額等の完納後に納入(付)書を送付します。 この処分に係る審査請求等については別紙をご覧ください。								
延滞金について								

備考 「延滞金について」の下部に、当該年における延滞金の計算方法を記載すること。

別紙

教示

- この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。
なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません、なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。
- この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として(代表者は福岡県知事となります。)この処分の取消しの訴えを提起することができます。
ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
(1) 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

延滞金について

備考 延滞金についての下部に、当該年における延滞金の計算方法を記載すること。

別紙

教示

- この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。
なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません、なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。
- この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として(代表者は福岡県知事となります。)この処分の取消しの訴えを提起することができます。
ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
(1) 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。